

VI 資 料

VI 資 料

1 環境基準

環境基準は環境基本法第16条第1項の規定により「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として政府が定めるものとされている。

環境基準の性格は、これを超えると人の健康に障害を生むという最大許容限度でもなく、また、この程度まで耐えなければならないとする受忍限度でもなく、より積極的に維持されることが望ましい基準として、行政上の目標基準である。つまり、汚染物質の排出等の規制、土地利用及び施設の設置に関する規制、公害防止に関する施設の準備等の個別の公害対策の実施にあたり、大気、水質、土壌及び静けさをどの程度に保つことを目標に施策を実施していくかというその目標を定めるのが環境基準である。

(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	適用範囲	達成期間	備 考
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	工業専用地域、 車道その他一般公衆が通常	維持されまたは原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。	浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	生活していない地域または場所については適用しない。	維持されまたは早期に達成されるよう努めるものとする。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。			
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。			
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること。			
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又は、それ以下であること。		1時間値の1日平均値が 0.06ppm を超える地域にあっては、1時間値の1日平均値 0.06ppm が達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。 1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
ベンゼン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。		大気環境濃度がベンゼン等に係る環境基準を満足している地域にあっては、当該環境基準が維持されるよう努めるものとする。 大気環境濃度がベンゼン等に係る環境基準を超えている地域にあっては、当該物質の大気環境濃度の着実な低減を図りつつ、できるだけ早期に当該環境基準が達成されるよう努めるものとする。	
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。			
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。			
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。			

(2) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準について

媒 体	基 準 値	適用範囲	達 成 期 間	備 考
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、 車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。	環境基準が達成されていない地域又は水域にあつては、可及的速やかに達成されるように努めることとする。 環境基準が現に達成されている地域若しくは水域又は環境基準が達成された地域若しくは水域にあつては、その維持に努めることとする。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水質 （水底の底質を除く）	1pg-TEQ/l以下	公共用水域及び地下水について適用する。		
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	公共用水域の水底の底質について適用する。		
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。	土壌の汚染に係る環境基準が早期に達成されることが見込まれない場合にあつては、必要な措置を講じ、土壌の汚染に起因する環境影響を防止することとする。	

(3) 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	備 考
カ ド ミ ウ ム 全 シ ア ン 鉛	0.003mg/ℓ以下 検出されないこと 0.01mg/ℓ以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
六 価 ク ロ ム 砒 素	0.05mg/ℓ以下 0.01mg/ℓ以下	2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下	3 海域については、フッ素及びほう素の基準値は適用しない。
ア ル キ ル 水 銀 P C B	検出されないこと 検出されないこと	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ以下	
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下	
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ以下	
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下	
セ レ ン	0.01mg/ℓ以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	
フ ッ 素	0.8mg/ℓ以下	
ほ う 素	1mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	

(注) 適用水域：全公共用水域

達成機関：直ちに達成

地下水の水質の汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	備 考
カ ド ミ ウ ム 全 シ ア ン 鉛	0.003mg/ℓ以下 検出されないこと 0.01mg/ℓ以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
六 価 ク ロ ム 砒 素	0.05mg/ℓ以下 0.01mg/ℓ以下	
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下	
ア ル キ ル 水 銀 P C B	検出されないこと	2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ以下	
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002mg/ℓ以下	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下	
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下	
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/ℓ以下	
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下	
セ レ ン	0.01mg/ℓ以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	
ふ つ 素	0.8mg/ℓ以下	
ほ う 素	1mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	

(注) すべての地下水に適用

達成期間：直ちに達成

(ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)

要監視項目及び指針値

(公共用水域)

項 目	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下
P-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008mg/ℓ以下
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005mg/ℓ以下
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	0.003mg/ℓ以下
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04mg/ℓ以下
オ キ シ ン 銅	0.04mg/ℓ以下
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.05mg/ℓ以下
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008mg/ℓ以下
E P N	0.006mg/ℓ以下
ジ ク ロ ル ボ ス	0.008mg/ℓ以下
フ ェ ノ ブ カ ル ブ	0.03mg/ℓ以下
イ プ ロ ベ ン ホ ス	0.008mg/ℓ以下
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	—
ト ル エ ン	0.6mg/ℓ以下
キ シ レ ン	0.4mg/ℓ以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
ニ ッ ケ ル	—
モ リ ブ デ ン	0.07mg/ℓ以下
ア ン チ モ ン	0.02mg/ℓ以下
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	0.002mg/ℓ以下
エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	0.0004mg/ℓ以下
全 マ ン ガ ン	0.2mg/ℓ以下
ウ ラ ン	0.002mg/ℓ以下

(地下水)

項 目	指 針 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/ℓ以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/ℓ以下
P-ジクロロベンゼン	0.2mg/ℓ以下
イ ソ キ サ チ オ ン	0.008mg/ℓ以下
ダ イ ア ジ ノ ン	0.005mg/ℓ以下
フ ェ ニ ト ロ チ オ ン	0.003mg/ℓ以下
イ ソ プ ロ チ オ ラ ン	0.04mg/ℓ以下
オ キ シ ン 銅	0.04mg/ℓ以下
ク ロ ロ タ ロ ニ ル	0.05mg/ℓ以下
プ ロ ピ ザ ミ ド	0.008mg/ℓ以下
E P N	0.006mg/ℓ以下
ジ ク ロ ル ボ ス	0.008mg/ℓ以下
フ ェ ノ ブ カ ル ブ	0.03mg/ℓ以下
イ プ ロ ベ ン ホ ス	0.008mg/ℓ以下
ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン	—
ト ル エ ン	0.6mg/ℓ以下
キ シ レ ン	0.4mg/ℓ以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/ℓ以下
ニ ッ ケ ル	—
モ リ ブ デ ン	0.07mg/ℓ以下
ア ン チ モ ン	0.02mg/ℓ以下
エ ピ ク ロ ロ ヒ ド リ ン	0.0004mg/ℓ以下
全 マ ン ガ ン	0.2mg/ℓ以下
ウ ラ ン	0.002mg/ℓ以下

人の健康の保護に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについて「要監視項目」として位置付けた。各項目について水質測定結果を評価する上での指針値を設定している。

生活環境の保全に関する環境基準
(ア) 河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					高砂市域 該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水 道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	該当なし
A	水 道 2 級 水 産 1 級 水 浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水 道 3 級 水 産 2 級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下	加古川下流 (達成期間) 5 年以内で可 及的速やかに
C	水 産 3 級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	該当なし
D	工業用水2級 農 業 用 水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ℓ 以上	—	
備 考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

類型	項目	基準値		高砂市域 該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	—
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	—
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	—
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	—
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 				

※水域の類型指定については、現在指定されていない。

(イ) 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					高砂市域 該当水域	達成期間
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分)		
A	水産1級 水 浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと。	播磨海域 (沖)	直ちに
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	検出されな いこと。	播磨海域 (沿岸)	5年以内で可 及的速やかに
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	—	曾根港	直ちに
							高砂本港 高砂西港	5年以内で可 及的速やかに

ただし、水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ) 海 域

項 目 類 型	利用目的の適応性	基 準 値		高砂市域該当水域	達成期間
		全窒素	全磷		
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下	該当なし	—
Ⅱ	水産1種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下	播磨海域(沖) 陸より2km沖	直ちに
Ⅲ	水産2種及びⅣ以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下	播磨海域(沿岸)	直ちに
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ 以下	0.09mg/ℓ 以下	該当なし	—

備考 1. 基準値は、年平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生じるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

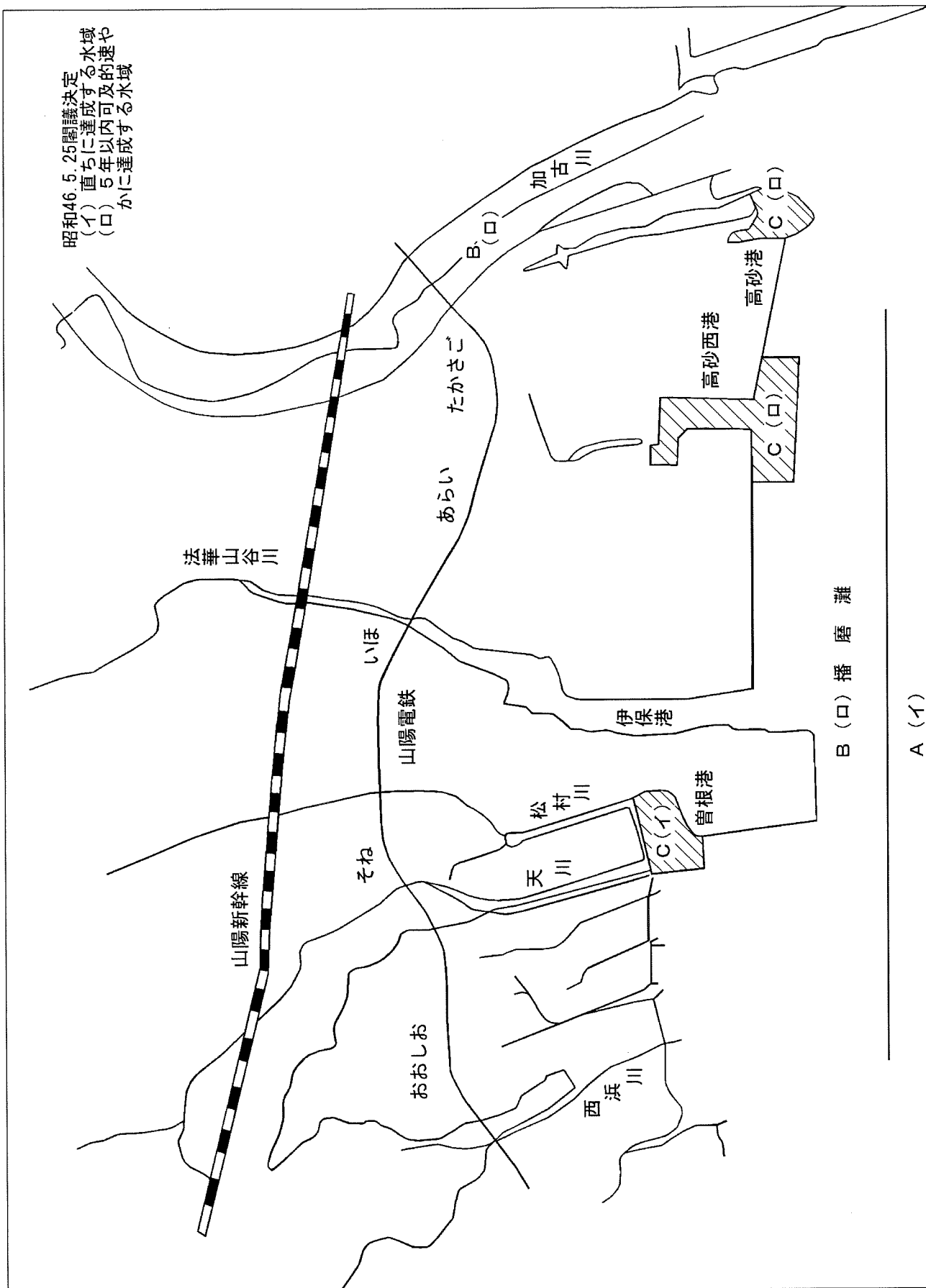
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3. 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

項 目 類 型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		高砂市域該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下	

備考 基準値は、年間平均値とする。



水質汚濁に係る環境基準水域指定図（概略図）

(4) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件	摘 要
カ ド ミ ウ ム	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。	環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の左記項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。	
有 機 燐 (りん)	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	
六 価 ク ロ ム	検液 1ℓにつき 0.05mg 以下であること。	
砒 (ひ) 素	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。	
総 水 銀	検液 1ℓにつき 0.0005mg 以下であること。	
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。	
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	
四 塩 化 炭 素	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。	
1, 2-ジクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.004mg 以下であること。	
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.1mg 以下であること。	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.04mg 以下であること。	
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 1 mg 以下であること。	
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。	
トリクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.03mg 以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1ℓにつき 0.002mg 以下であること。	
チ ウ ラ ム	検液 1ℓにつき 0.006mg 以下であること。	
シ マ ジ ン	検液 1ℓにつき 0.003mg 以下であること。	
チ オ ベ ン カ ル プ	検液 1ℓにつき 0.02mg 以下であること。	
ベ ン ゼ ン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	
セ レ ン	検液 1ℓにつき 0.01mg 以下であること。	
ふ っ 素	検液 1ℓにつき 0.8mg 以下であること。	
ほ う 素	検液 1ℓにつき 1 mg 以下であること。	
備考		
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。		
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1ℓにつき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1ℓにつき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。		
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。		
4 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。		

(5) 騒音に係る環境基準

(平成10年9月告示・平成11年4月1日から適用)

騒音の種類 用途地域等	地域区分	時間帯	一般環境	道 路 に 面 す る 地 域	
				道路に面する地域 *1	幹線交通を担う道路に近接する空間 *2
療養施設集合地域等	AA	昼 間	5 0 d B	※※	※※
		夜 間	4 0 d B		
第 1 ・ 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	A	昼 間	5 5 d B	6 0 d B	昼間 7 0 d B (4 5 d B)
第 1 ・ 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域		夜 間	4 5 d B	5 5 d B	
第 1 ・ 2 種 住 居 地 域	B	昼 間	5 5 d B	6 5 d B	
準 住 居 地 域		夜 間	4 5 d B	6 0 d B	
近 隣 商 業 地 域	C	昼 間	6 0 d B	6 5 d B	夜間 6 5 d B (4 0 d B)
商 業 地 域					
準 工 業 地 域		夜 間	5 0 d B	6 0 d B	
工 業 地 域					
工 業 専 用 地 域					
評価方法	昼間 … 6～22 時 夜間 … 22～6 時		L _{Aeq} (等価騒音レベル)		

(注) AA地域は、高砂市は該当なし。

※は、特に地域区分について告示及び通知等の中で表現されていないもの。

*1：新環境基準のA、B地域については、「2車線以上の車線を有する道路に面する地域」

C地域については、「車線を有する道路に面する地域」

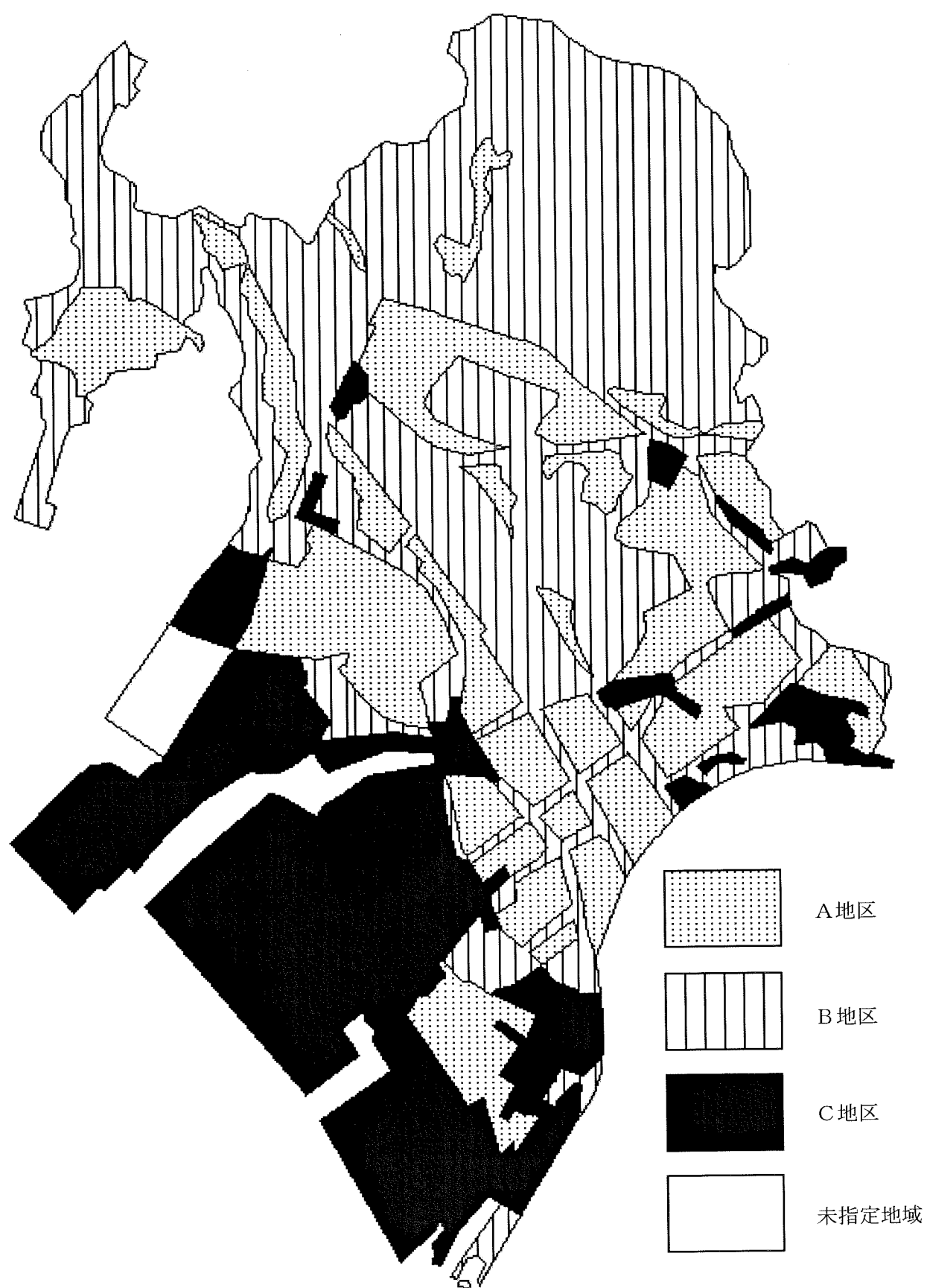
車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※2：「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

()内の基準値は、屋内へ透過する騒音に係る基準値

(個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準によることができる。)



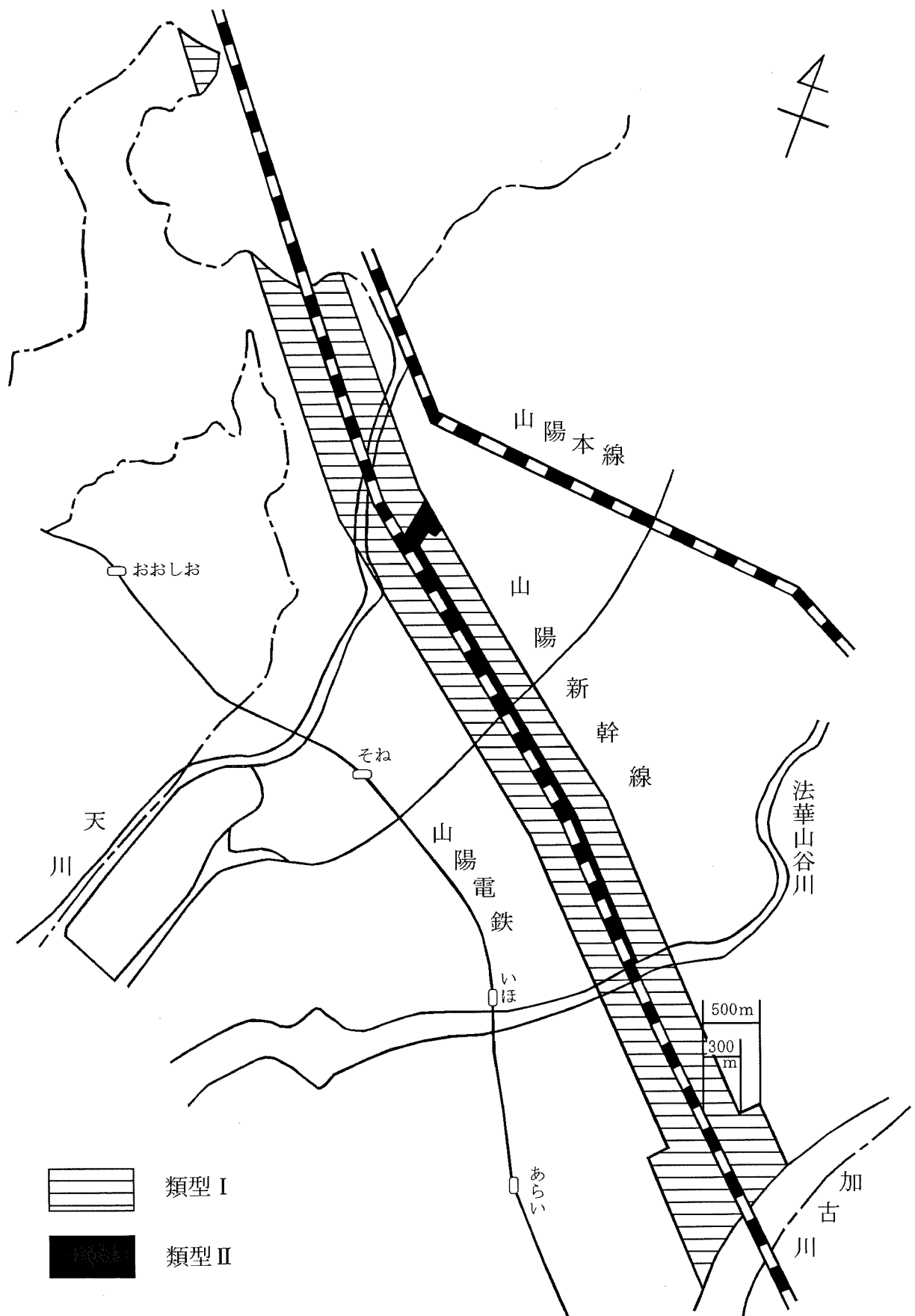
騒音に係る環境基準地域指定図（概略図）

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	環境基準	類型あてはめ区域	地域類型のあてはめをする地域
I	70 dB 以下	第1種及び第2種住居専用地域、住居地域、都市計画法で用途地域の指定のない地域は別途図面に表示する区域。	軌道中心線より左右両側それぞれ300m 以内の地域。ただし、トンネルの部分、河川敷、工業専用地域を除き、トンネルの出入口及び橋梁に係る部分は別途図面に表示する区域。
II	75 dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画法で用途地域の指定のない地域は別途図面に表示する区域。	
なお関係図面は、県大気課及び高砂市に備え置いて、一般の縦覧に供する。			

(7) 沿線区域の区分における達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分			達 成 目 標 期 間			
			既設新幹線に係る期間	工事中新幹線に係る期間	新設新幹線に係る期間	
a	80dB 以上の区域		3 年以内	開業時直ちに	開業時直ちに	
b	75dB を超え	イ	7 年以内	開業時から 3 年以内		
	80dB 未満の区域	ロ	10 年以内			
c	70dB を超え 75dB 以下の区域		10 年以内	開業時から 5 年以内		
備考 1. b の区域中イとは地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。						
2. 既設新幹線鉄道 東京・博多間の区間の新幹線鉄道						



新幹線鉄道騒音に係る環境基準地域指定図（概略図）

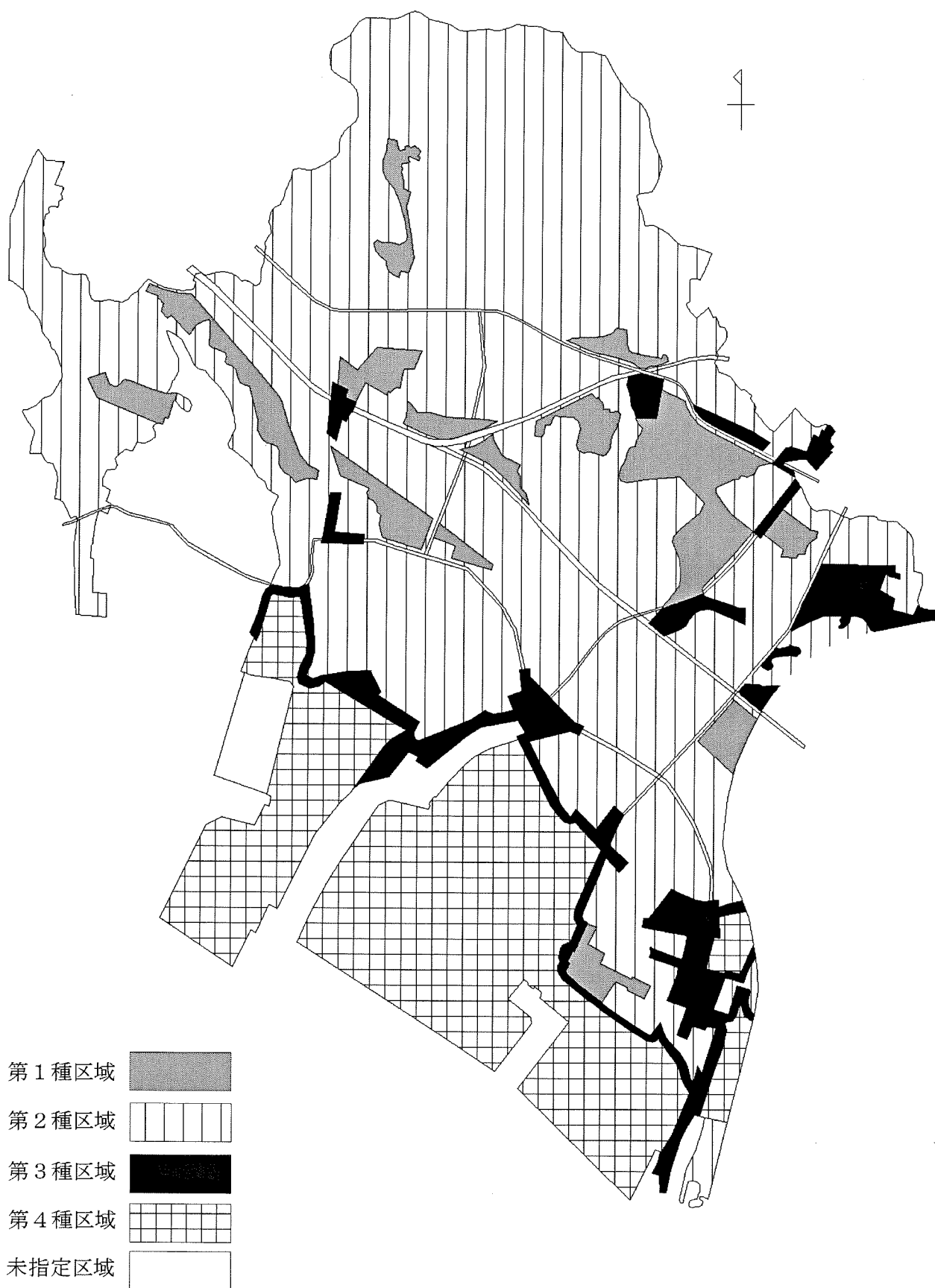
2. 騒音に関する規制基準

(1) 特定工場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	5 0	4 5	4 0
第2種区域	6 0	5 0	4 5
第3種区域	6 5	6 0	5 0
第4種区域	7 0	7 0	6 0

(備 考)

1. 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 - 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 三 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 - 四 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある地域
2. 第2種区域、第3種区域または第4種区域内に所在する学校、保育所、病院、収容施設をもつ診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内においては、上記の基準から5デシベルを減じた値を規制基準とする。



騒音規制地域図（概略図）

(2) 特定建設作業に係る規制基準

騒音規制法

特 定 建 設 作 業	規 制 項 目	騒 音 基 準 (敷地境界線)	作 業 禁 止 時 間		作 業 可 能 期 間		作 業 禁 止 日	
			甲 の 区 域	乙 の 区 域	甲 の 区 域	乙 の 区 域	甲 の 区 域	乙 の 区 域
(1) くい打機（もんけんを除く）くい拔機又はくい打くい拔機（圧入式くい打くい拔機を除く）を使用する作業（くい打機アースオーガーと併用する作業を除く）								
県(1) くい打機をアースオーガーと併用する作業								
(2) びょう打機を使用する作業								
(3) さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離50mを超えない作業に限る）								
(4) 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の出力が1.5キロワット以上のものに限り）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
(5) コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45以上のものに限り）を設けて行う作業（モルタル製造作業を除く）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限り）を設けて行う作業								
(6) バックホウ（原動機の定格出力が80kw以上のものに限り）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除く）		85デシベル	午後7時 ～ 午前7時	午後10時 ～ 午前6時	1日のうち10時間を超えないこと	1日のうち14時間を超えないこと	日曜日その他の休日に行わないこと	
(7) トラクタエンジン（原動機の定格出力が70kw以上のものに限り）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除く）								
(8) ブルドーザー（原動機の定格出力が40kw以上のものに限り）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除く）								
県(6) ブルドーザー、パワーショベル等の掘削機械を使用する作業								
県(7) コンクリート造、鉄骨造、レンガ造の建造物の解体又は動力、火薬もしくは鉄球を使用する破壊作業								
備考 * 甲の区域・・・騒音規制地域の区分の第1、2及び3種区域、並びに第4種区域のうち、学校、保育所、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲におむね80mの区域 * 乙の区域・・・第4種区域のうち甲の区域以外の区域			災害・非常事態の発生、人の生命・身体への危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路占用許可を要する工事、道路使用許可を要する工事のためやむを得ない場合ではない。	災害・非常事態の発生、人の生命・身体への危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路占用許可を要する工事、道路使用許可を要する工事のためやむを得ない場合ではない。	災害・非常事態の発生、人の生命・身体への危険防止のためやむを得ない場合ではない。	災害・非常事態の発生、人の生命・身体への危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路占用許可を要する工事、道路使用許可を要する工事のためやむを得ない場合ではない。	災害・非常事態の発生、人の生命・身体への危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路占用許可を要する工事、道路使用許可を要する工事のためやむを得ない場合ではない。	災害・非常事態の発生、人の生命・身体への危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路占用許可を要する工事、道路使用許可を要する工事のためやむを得ない場合ではない。

(注) 県は環境の保全と創造に関する条例、その他は騒音規制法対象

3. 振動に関する規制基準

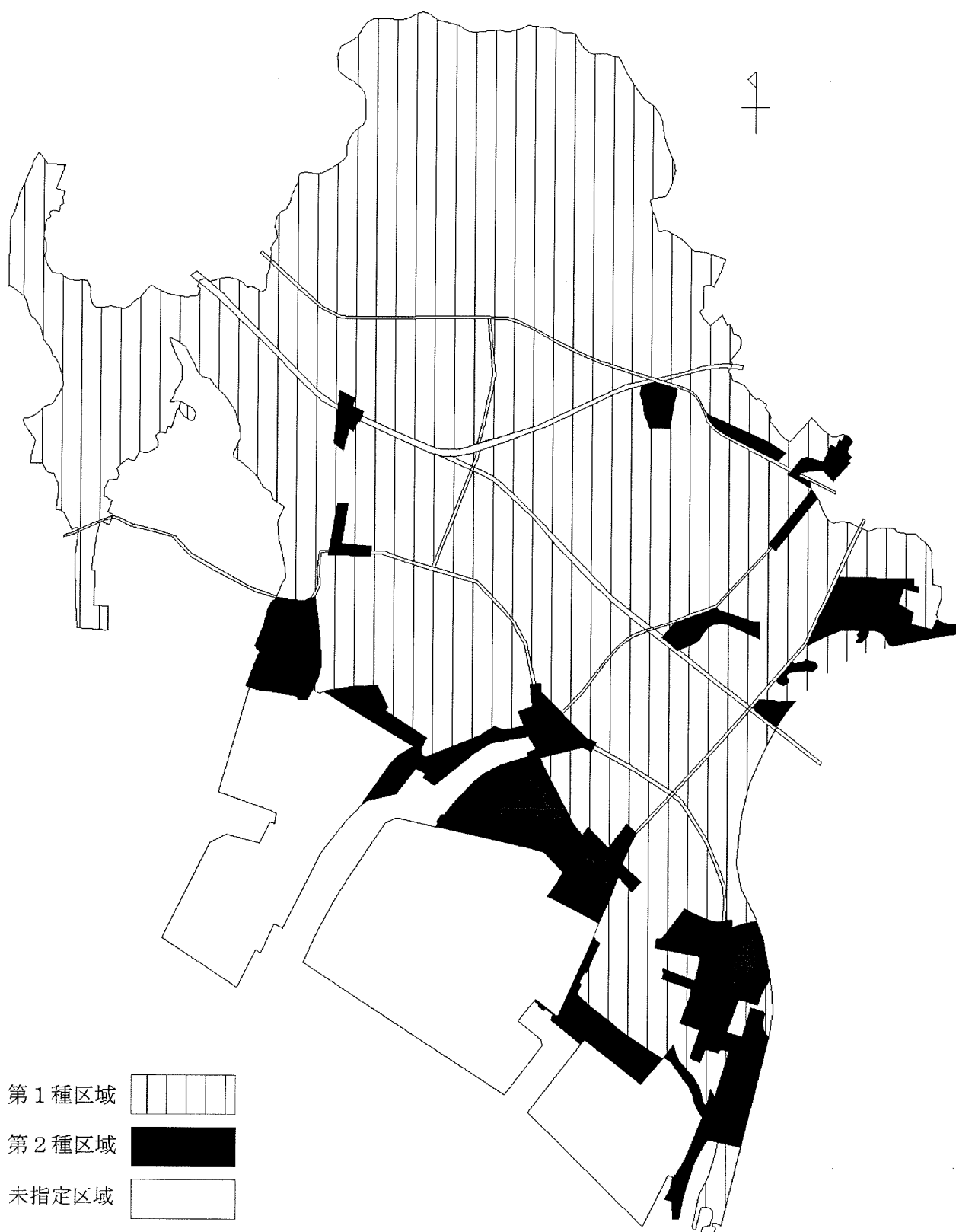
(1) 特定工場等に係る規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間 〔 午前 8 時から 午後 7 時まで 〕	夜間 〔 午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで 〕
第 1 種区域	6 0	5 5
第 2 種区域	6 5	6 0

(備 考)

1. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 - 一 第 1 種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
 - 二 第 2 種区域とは、住民の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。
2. 学校、保育所、病院、収容施設をもつ診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内においては上記の基準から 5 デシベル減じた値を規制基準とする。



振動規制地域図（概略図）

(2) 特定建設作業に係る規制基準

振動規制法

規制項目	振動基準 〔敷地境界線〕	作業禁止時間		作業断続可能時間 〔その作業を開始した日 に終る場合を除く〕		作業 可能期間	作業禁止日
		甲の区域	乙の区域	甲の区域	乙の区域		
特定建設作業							
(1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業		午後 7 時	午後 10 時	1 日のうち	1 日のうち	連続して 6	日曜日その他の休
(2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		から	から	10 時間を超	14 時間を超	日を越えな	日に行わないこと
(3) 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）	7.5 デシベル	午前 7 時	午前 6 時	えないこと	えないこと	いこと	
(4) ブレーカー（手持式を除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。）							
備考 * 甲の地域… 騒音規制地域の区域の区分の第 1、2 及び 3 種区域並びに第 4 種区域のうち、学校、保育所、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲おおむね 80 m の区域 * 乙の地域… 第 4 種区域のうち甲の区域以外の区域		災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、道路占有許可を要する工事、道路使用許可を要する工事のため止むを得ない場合は適用しない。		災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止のため止むを得ない場合は適用しない。		災害・非常事態の発生、人の生命・身体の危険防止、鉄道・軌道の正常な運行の確保、変電所の工事、道路占有許可を要する工事、道路使用許可を要する工事のため止むを得ない場合は適用しない。	

4. 悪臭に関する規制基準

(1) 工場その他の事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

地域区分 特定悪臭物質名	順 応 地 域	一 般 地 域
ア ン モ ニ ア	5 p p m	1 p p m
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.0 1 p p m	0.0 0 2 p p m
硫 化 水 素	0.2 p p m	0.0 2 p p m
硫 化 メ チ ル	0.2 p p m	0.0 1 p p m
二 硫 化 メ チ ル	0.1 p p m	0.0 0 9 p p m
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.0 7 p p m	0.0 0 5 p p m
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.5 p p m	0.0 5 p p m
プ ロ ピ オン アル デ ヒ ド	0.5 p p m	0.0 5 p p m
ノ ル マ ル ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.0 8 p p m	0.0 0 9 p p m
イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.2 p p m	0.0 2 p p m
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	0.0 5 p p m	0.0 0 9 p p m
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	0.0 1 p p m	0.0 0 3 p p m
イ ソ ブ タ ノ ー ル	2 0 p p m	0.9 p p m
酢 酸 エ チ ル	2 0 p p m	3 p p m
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	6 p p m	1 p p m
ト ル エ ン	6 0 p p m	1 0 p p m
ス チ レ ン	2 p p m	0.4 p p m
キ シ レ ン	5 p p m	1 p p m
プ ロ ピ オン 酸	0.2 p p m	0.0 3 p p m
ノ ル マ ル 酪 酸	0.0 0 6 p p m	0.0 0 1 p p m
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0 0 4 p p m	0.0 0 0 9 p p m
イ ソ 吉 草 酸	0.0 1 p p m	0.0 0 1 p p m

備考 順応地域とは主として工業の用に供されている地域その他の悪臭に対する順応の見られる地域をいい、一般地域とは順応地域以外の地域をいう。

(2) 工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設から排出される特定悪臭物質の当該排出施設の排出口における規制基準

(ア) 次の式により算出する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの流量とする。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He （イ）に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm （1）に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 100 万分率）

次号に規定する方法により補正された排出口の高さが 5 メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

（イ）排出口の高さの補正は次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1,460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V および T はそれぞれ次の値を表すものとする。

He ; 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho ; 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q ; 温度 15 度における排出ガス流量（単位 立方メートル）

V ; 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T ; 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

（3）工場その他の事業場から排出される排出水に含まれる特定悪臭物質の当該事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出する特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとの濃度とする。

なお、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1 リットルにつき 0.002 ミリグラムとする。

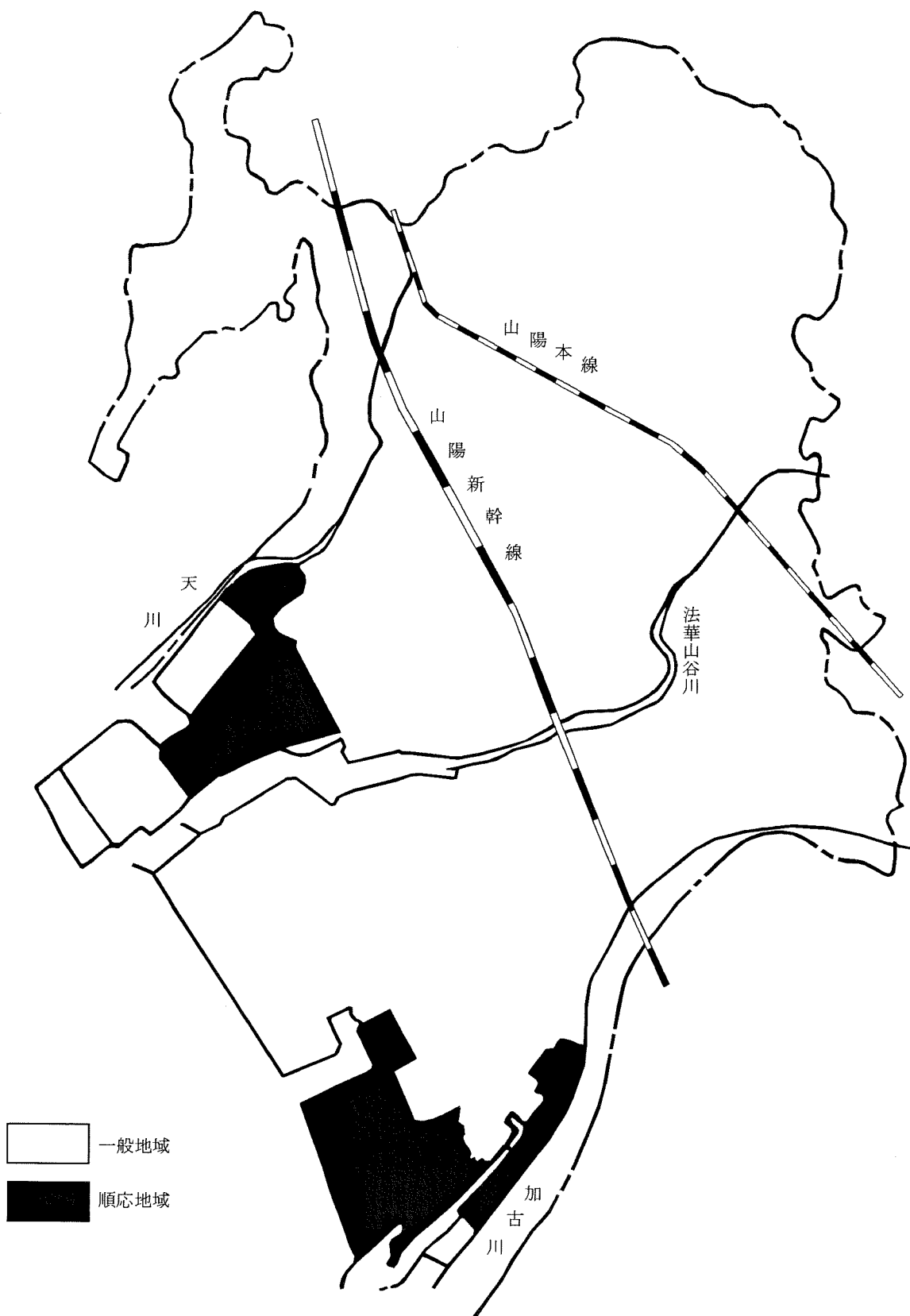
$$C_{lm} = K \times Cm$$

この式において、 C_{lm} 、 K および Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

C_{lm} ; 排出水中の濃度（単位 1 リットルにつきミリグラム）

K ; 下表の第1欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の第2欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の第3欄に掲げる値（単位 1 リットルにつきミリグラム）Cm ; (1) に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値（単位100万分率）

メチルメルカプタン	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	1.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	3.2
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	6.3
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	1.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	2.9



悪臭規制地域図（概略図）

5. 要請限度

(1) 自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法（単位：デシベル）

	時間の区分 区域の区分	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

（備考）

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 a 区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※「幹線交通を担う道路に近接する区域」については上記の表によらず、特例として下表のとおりである。

昼間	夜間
7 5	7 0

(2) 道路交通振動に係る要請限度

振動規制法（単位：デシベル）

時間の区分 区域の区分	昼 間 (8:00～19:00)	夜 間 (19:00～8:00)
第1種区域	6 5	6 0
第2種区域	7 0	6 5

（備考）

第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- 2 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある地域。

6. 高 砂 市 環 境 保 全 条 例 (抜すい)

平成11年3月31日

高砂市条例第1号

目次

前文

第1章 総則 (第1条―第5条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 (第6条―第21条)

第1節 基本方針 (第6条)

第2節 環境基本計画 (第7条―第11条)

第3節 基本方針等を推進するための施策 (第12条―第21条)

第3章 環境配慮のための施策 (第22条―第24条)

第4章 生活環境の保全のための施策 (第25条―第54条)

第1節 工場等条に関する規制 (第25条―第41条)

第2節 建設作業に関する規制 (第42条―第45条)

第3節 自動車に関する規制 (第46条―第48条)

第4節 地域での快適な生活環境の確保等 (第49条―第54条)

第5章 自然環境等の保全のための施策 (第55条―第64条)

第1節 自然環境の保全施策の推進等 (第55条)

第2節 保全地区等の指定等 (第56条―第62条)

第3節 自然とふれあえる場等の創造 (第63条・第64条)

第6章 環境審議会 (第65条)

第7章 雑則 (第66条・第67条)

第8章 罰則 (第68条―第72条)

附則

(前文)

私たちのまち「高砂」は、瀬戸内海の穏やかな気候に恵まれ、加古川の最下流に位置するなどの自然の中で、古くから栄えた歴史と伝統に支えられながら社会経済活動の飛躍的な発展を築いてきた。

このような社会経済活動の発展は、他方で都市の安全性や快適性の低下、生活環境の悪化、自然環境の破壊を引き起こすこととなったが、これらに対しては、公害対策の強化、生活環境の保全等の努力を積み重ねてきた。

ところが、近年の都市化の進展は、都市型及び生活型公害の増加や身近な自然の減少をもたらすとともに、資源及びエネルギーの大量消費を定着させ、これによる環境への負荷の増大は、市域を越え、世代間を越え、国境を越えて地球規模で深刻さを増している。

いま私たちは、地域の環境が地球全体の環境を構成していることを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷を低減し、持続的に発展することができる社会を構築して

いくことができるかどうかの岐路に立っているといえる。

私たちは、安全かつ健康で快適な文化的生活を営むことができる良好な都市の環境を享受することが、すべての市民が共有する権利であるとともに、かけがえのない、限りある環境を将来の世代に引き継いでいくことが、すべての市民の責務であることを改めて確認するものである。

ここに私たちは、このような認識に基づき、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するため、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な文化的生活の確保に寄与するため、市民の総意として、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある環境の創造をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(略)

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が安全かつ健康で快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ承継されるべきこと。
- (2) 市、事業者及び市民がそれぞれの立場で日常生活や事業活動を自ら環境に配慮することにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (3) 生態系並びに市域の自然的、歴史的及び文化的条件に配慮し、自然と共存する都市の実現を図るべきこと。
- (4) 地球環境の保全が、人類共通の課題であることから、市、事業者及び市民のすべてが地球環境の保全を自らの問題としてとらえてこれに貢献すべきこと。

(市の基本的責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、基本理念にのっとり、広域的な対応を必要とする環境に関する施策について、国及び兵庫県その他の地方公共団体と積極的に協議し、その推進に努めなければならない。

(事業者の基本的責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、資源及びエネルギーの消費の抑制その他事業活動が環境に配慮されたものとなるように必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、地域における環境の保全及び創造に資するように自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

(市民の基本的責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの消費の抑制、廃棄物の発生の抑制並びに再生資源の利用促進その他環境への負荷の低減に資するように努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、地域における環境の保全及び創造に資するように自ら努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針

(基本方針)

第6条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

- (1) 公害及び新たな環境汚染物質による環境の保全上の支障の防止施策を推進すること。
- (2) エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進並びに廃棄物の発生の抑制及び適正処理を図ること。
- (3) 緑地、都市景観、歴史的及び文化的環境等の保全並びに創造を図ること。
- (4) 自然環境の適正な保全及び管理並びに野生生物の生育環境、水の循環等の環境への配慮を図ること。
- (5) 市、事業者及び市民が一体となった環境の保全及び創造のための施策を推進すること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全のための施策を推進すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第7条 市長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び目標並びにこれらに基づいた施策
- (2) 環境の保全及び創造のために、市、事業者及び市民がそれぞれ配慮すべき内容（以下「環境配慮指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するように努めるとともに、第65条に規定する高砂市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合等)

第8条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整するために必要な措置を講じるものとする。

(環境配慮指針への適合)

第9条 事業者及び市民は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境配慮指針に適合させるように努めるものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(推進の体制)

第11条 市長は、環境基本計画を総合的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

第3節 基本方針等を推進するための施策

(監視等の体制の整備等)

第12条 市は、公害その他の環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定するために必要な調査を行うように努めるものとする。

3 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために必要な科学技術情報の収集及び調査研究を行うとともに、これらの成果の普及に努めるものとする。

(施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するために必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公共的施設の維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの消費並びに廃棄物の発生を抑制するように必要な措置を講じるものとする。

(環境監査等の普及)

第14条 市は、環境への負荷の低減に資するため、事業者及び市民が自らその活動に係る環境に与える影響の評価、監査等を行えるように必要な措置を講じるように努めるものとする。

(事業者による情報の公開)

第15条 事業者は、環境の保全及び創造に資するため、製品の環境への負荷に係る情報その他の事業活動に係る環境の管理に関する情報を公開するように努めなければならない。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、特に必要があると認めるときは、事業者に対して、公開の状況等について報告を求めることができる。

(環境保全協定)

第16条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を事業者とともに協働して促進するため、規則で定める工場等との間に、環境の保全及び創造に資する活動についての協定（以下「環境保全協定」という。）を締結することができる。

2 環境保全協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境管理体制の整備に関すること。

(2) 環境への負荷の低減に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する活動に関すること。

(市民等への援助等)

第17条 市は、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が行う環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、助成、顕彰その他の必要な措置を講じるものとする。

2 市は、事業者及び市民の活動が環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、適正かつ公平な経済的負担を課する措置について調査研究を行い、特に必要があるときは、その措置を講じるように努めるものとする。

(市民等の参画等)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が、市民等の参画等により効果的に推進されるように必要な措置を講じるように努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に資する活動を市民等が相互に協力し、及び連携して推進するため、必要な措置を講じるように努めるものとする。

(環境教育、学習の振興等)

第19条 市は、市民等が自ら環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるように施設の整備を図るとともに、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講じるように努めるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、市民等の環境の保全及び創造に資する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境の保全)

第21条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関する施策を推進するため、必要な措置を講じるように努めるものとする。

2 市は、市民等が地球環境の保全に関して、相互に連携を深め、協働した行動を推進するため、必要な措置を講じるように努めるものとする。

7. 高砂市環境審議会規則

平成 11 年 3 月 31 日

高砂市規則第 3 号

改正 平成 17 年 3 月 31 日 高砂市規則第 9 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、高砂市環境保全条例（平成 11 年高砂市条例第 1 号）第 65 条の規定に基づき、高砂市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 3 条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 4 条 審議会は、調査審議するため、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 5 条 専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

(庶 務)

第 6 条 審議会の庶務は、生活環境部において行う。

(補 則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(高砂市環境保全対策審議会規則の廃止)

2 高砂市環境保全対策審議会規則（昭和 47 年高砂市規則第 20 号）は、廃止する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日高砂市規則第 9 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

8. 環境保全協定書

兵庫県（以下「県」という。）、高砂市（以下「市」という。）及び●企業名●（以下「事業者」という。）は、共生と循環の環境適合型社会の実現に向けた環境保全対策を推進するという基本理念のもと、高砂市域の環境保全に関し、次のとおり協定する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この協定は、事業所における事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減について事業者が実施すべき対策を定めることによって環境の保全を図り、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、事業者が自主的かつ率先的な環境保全活動を行うことによって、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全に資することを目的とする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) ばい煙等 環境への負荷のうち、事業所から発生し、排出され、又は飛散されるばい煙、粉じん、汚水（廃液を含む。）、騒音、振動、悪臭及び産業廃棄物をいう。
- (3) 特定施設 ばい煙等を発生、排出又は飛散する施設及びこれを防止する施設並びにこれらに関連する施設（産業廃棄物を処分する場所を含む。）をいう。
- (4) 環境保全活動 環境の保全に関する主体的な取組をいう。

（環境保全協議会の設置）

第3条 県、市及び事業者は、この協定に定める環境保全対策の確実な履行を確保するため、地域住民の参加を得て環境保全協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

- 2 協議会は、前項の目的を達成するため、事業所における環境保全対策の実施状況について県、市又は事業者から報告を受け、意見の交換を行うとともに、必要に応じて調査を行うことができるものとする。
- 3 協議会の組織及び運営は、別に定める要綱によるものとする。

第2章 環境保全対策

（環境管理の徹底）

第4条 事業者は、事業所の環境保全対策を適切に実施するため、環境管理組織を整備し、細心の注意をもって環境関係法令及びこの協定の遵守状況を監視するものとする。

- 2 前項に定める環境管理組織は、命令系統を明確化し、ばい煙等の排出状況に応じて、特定施設の修繕、停止その他の適切な措置を行うものとする。
- 3 事業者は、事業活動に従事する者に対し、環境保全に関する意識の啓発を図るものとする。

（環境保全対策の実施）

第5条 事業者は、事業所から発生する環境への負荷を低減するため、環境関係法令の遵守はもとより、本章に定

めるもののほか、協定細目書（以下「細目書」という。）に定める措置を実施するものとする。

- 2 事業者は、前項に定めるほか、自主的かつ率先的に行う環境保全活動について、明らかにするよう努めるものとする。

（良好な環境の確保）

第6条 事業者は、環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）に基づき整備した緑地を適正に維持管理するとともに、質的向上に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業所及びその周辺の美観の確保に努めるものとする。

（施設設置等の事前協議）

第7条 事業者は、事業所に特定施設を設置し、又は変更（使用方法の変更を含む。）しようとするときは、細目書に定めるところにより、事前に県及び市と協議するものとする。

（緊急時の措置）

第8条 事業者は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び環境の保全と創造に関する条例に定める緊急時の事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、細目書に定める措置を講ずるものとする。

- 2 前項の措置によってもその事態が継続し、さらに重大な事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、県及び市の指示により事業者は操業の短縮、一時停止その他の必要な措置を講ずるものとする。

（事故時の措置）

第9条 事業者は、事業所において施設の故障破損等の事故により環境への負荷が増加し、周辺環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるときは、直ちに応急の措置をとり、事故の復旧に努めるとともに、速やかに県及び市にその状況を報告し、県及び市と連携を図り、適切な対応を行うものとする。

- 2 事業者は、前項に定める対応を行うため、あらかじめ周辺住民への連絡方法を定めるものとする。
- 3 第1項の場合において、県又は市が必要な指示をしたときは、事業者はこれに応ずるものとする。

第3章 測定報告

（測定及び報告）

第10条 事業者は、事業所から発生、排出又は飛散するばい煙等について、細目書に定めるところにより適正に測定し県及び市に報告するとともに、この記録を保存するものとする。

（基準超過時の措置）

第11条 事業者は、前条に定める測定により環境関係法令の排出基準又は細目書に定める許容限度の超過が判明したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、県及び市に報告するものとする。この場合において、県又は市が必要な指示をしたときは、事業者はこれに応ずるものとする。

第4章 立入調査、違反時の措置及び損害補償

（立入調査等）

第12条 県又は市は、この協定書に定める諸事項の履行状況を確認するため、必要に応じ事業所に立入調査等を実

施し、又は必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(違反時の措置)

第13条 県及び市は、この協定書に定める諸事項の実施を確保するため、事業者に対し必要な勧告をするものとし、事業者は、これに応ずるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、県及び市は、事業者に対し事業所の操業の短縮、特定施設の停止その他の必要な措置を指示するものとし、事業者は、これに応ずるものとする。

(1) 事業者が第5条第1項に違反し、環境関係法令の排出基準又は細目書に定める許容限度に適合しないばい煙等を排出したことにより、周辺環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるとき

(2) 事業者が第10条に違反したとき

(3) 事業者が前項に定める勧告に応じず必要な措置を講じないことにより、周辺環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれがあるとき

3 前項の措置に関して必要な場合は、県及び市は、協議のうえ兵庫県公営企業管理者又は高砂市長（以下「管理者」という。）に工業用水の供給制限又は停止を要請するものとする。この場合において、管理者が所要の措置を講じたときは、事業者は、これに応ずるものとする。

(苦情処理及び損害補償)

第14条 事業者は、事業所から発生、排出又は飛散するばい煙等について地域住民から苦情があったときは、誠意をもってその解決にあたるものとする。この場合、地域住民に被害を与えたときは、故意過失の有無にかかわらず、責任をもって補償その他適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置によっても解決が困難であるとして当事者の一方又は双方から申出があったときは、県及び市は、あつせんその他必要な協力をするものとする。

3 第1項の苦情に関連して、事業者は、苦情住民の中の代表者から事業所の視察の申出があったときは、これに応ずるものとする。この場合、県又は市は、原則としてその職員を同行させるものとする。

第5章 情報の公開

(事業者による公表)

第15条 事業者は、この協定の履行状況について、積極的に公表するよう努めるものとする。

(県又は市による公開)

第16条 県又は市は、この協定の概要、履行状況その他必要な事項について公開するものとする。

第6章 その他

(技術開発等)

第17条 事業者は、常に環境保全技術の開発導入を積極的に行ない、環境保全に努めるものとする。

(環境保全事業への協力)

第18条 事業者は、県又は市が実施する環境保全事業に積極的に協力するものとする。

(下請関連事業者に対する責務)

第19条 事業者は、事業所の下請関連事業者（事業所に出入する車両及び船舶を含む。）の環境保全に関し、積極的に指導及び援助を行なうものとする。

2 事業者は、事業所の構内における下請関連事業者から発生する環境への負荷に関し、地域住民から苦情があったとき、又は地域住民に被害を与えたときは、責任をもって、その解決にあたるものとする。

（協定細目書）

第20条 この協定書に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、細目書で定めるものとする。

（その他）

第21条 県、市又は事業者は、この協定書を改定する必要があると認めたときは、県、市及び事業者が協議のうえ改定するものとする。

2 この協定書に定めのない事項又は解釈に疑義の生じたときは県、市及び事業者が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定書は、締結の日から適用する。

2 昭和52年3月12日付で県、市及び事業者間で締結した公害防止協定書は廃止する。

この協定書の締結を証するため、本書5通を作成し、当事者及び立会人において記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年8月20日

	兵庫県知事	井戸敏三
	高砂市長	岡恒雄
	企業名	代表者名
立会人	高砂市議会議長	北野誠一郎
	高砂商工会議所会頭	塩谷武彦

9. 環境保全協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県（以下「県」という。）、高砂市（以下「市」という。）及び環境保全協定締結事業者（以下「事業者」という。）が、平成19年8月20日に締結した環境保全協定書（以下「協定書」という。）第3条第3項の規定に基づき、環境保全協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市 民 代 表 17人以内
- (2) 県 の 職 員 3人以内
- (3) 市 の 職 員 3人以内
- (4) 事業者の代表 17人以内

2 前項第1号の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 会議は、委員の過半数をもって成立する。ただし、第2条第1項第1号及び第4号の委員については、2分の1以上の委員が出席しなければならない。

3 会議には、委員が出席するものとする。

(小委員会)

第6条 協議会には、小委員会を置く。

2 小委員会は、協議会の運営その他必要な事項について協議するものとする。

3 小委員会の委員は、会長、副会長並びに第2条第1項第1号及び第4号に掲げる委員の中から3人ずつ、同項第2号及び第3号に掲げる委員の中から1人ずつ選任した者で構成する。

4 小委員会は、会長が招集する。

(会議の招集)

第7条 協議会は、必要に応じ会長が招集する。ただし、会長は、委員5人以上の連名をもって請求があったときは、小委員会に諮り、小委員会において協議会の開催の決定があったときは、速やかに協議会を招集しなければならない。

2 前項ただし書の請求には、その理由を付した文書を添付するものとする。

(調査)

第8条 協定書第3条第2項に規定する環境保全対策の実施状況の調査については、協議会において決定し、協議会で行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、5人以上の委員が連署をもってあらかじめ調査の項目及び実施の日

時等を会長に届け出て小委員会の承認を得た場合には、当該委員による調査ができるものとする。

3 前項の調査に際しては、市職員が同行するものとする。

4 第2項の調査結果は、次の協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、高砂市生活環境部環境経済室環境政策課において処理するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営の細目については、協議会で決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(環境保全協議会要綱の廃止)

2 環境保全協議会要綱(昭和49年2月28日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

高砂市議会建設環境経済常任委員会委員長

高砂市議会建設環境経済常任委員会副委員長

二市二町議会環境保全協議会会長

高砂市連合自治会代表

高砂市連合婦人会代表

高砂市消費者協会代表

高砂市消防団代表

高砂商工会議所代表

高砂青年会議所代表

高砂市医師会代表

播磨薬剤師会代表(高砂市に在住し、又は勤務する会員に限る。)

高砂市PTA代表

兵庫南農業協同組合代表(高砂ブロック代表に限る。)

高砂市漁業組合連合会代表

高砂市水利組合代表

連合東播地域協議会代表

環境保全に活動している団体の代表